

議案第102号

大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市公民館条例の一部を改正する条例

大田原市公民館条例（昭和45年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「大田原市湯津上5番地1081」を「大田原市本町1丁目2716番地5」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

公民館使用料

（単位：円）

使用区分		使用時間	午前（午前9時から 正午まで）	午後（午後1時から 午後5時まで）	夜間（午後6時から 午後10時まで）
地区公民館	会議室		500	600	700
	和室		200	300	500
	実習室		300	500	600
	展示室		500	600	700
	視聴覚室		600	700	800
	公会堂		1,500	2,000	3,000
	体育室		1,500	2,000	3,000

備考

- 1 使用時間を超過した場合は、超過時間1時間につき規定使用料に100分の30を乗じた額を徴収する。
- 2 実習室使用における燃料費は、使用量に応じ実費を徴収する。
- 3 公会堂については、黒羽・川西地区公民館のみに適用する。
- 4 体育室については、大田原西地区公民館のみに適用する。
- 5 大田原西地区公民館の夜間の使用時間については、午後5時から午後9時までとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。